

とくしま DX 推進 HUB 利用規程

第 1 条（本規程について）

1 とくのお発！共に創る地域課題解決推進事業共同事業体（以下「本共同事業体」という。）は、徳島県が設置し、本共同事業体が運営するとくしま DX 推進 HUB（以下「本施設」という。）の円滑な運営を図り、利用者が安全かつ快適に本施設を利用するため、次のとおり利用規程（以下「本規程」という。）を制定します。

2 本施設は、デジタル技術を活用した地域課題の解決とデジタル人材の交流・育成により、徳島県における地域 DX の推進を目的とするものです。

第 2 条（利用承認、利用種別）

1 本共同事業体は、利用申請を行う者に対し本施設の利用を認め、利用者はその利用にあたり、本規程で定めるところを遵守するものとします。

2 本施設の利用者は、とくしま DX 推進 HUB 法人・団体会員（以下「団体会員」という。）その団体に所属する者、とくしま DX 推進 HUB 個人会員（以下「個人会員」という。）及びそれ以外の者とし、利用に当たっては希望する利用種別を本共同事業体所定の利用申請書に明記するものとします。

第 3 条（とくしま DX 推進 HUB 会員入会手続等）

1 本施設の趣旨に賛同し、団体会員及び個人会員（以下「会員」という。）になろうとする者は、本共同事業体所定の入会申込書に必要事項を記入の上、下記の書類を添付し提出をするものとします。

団体会員＝履歴事項証明書の写し

個人会員＝身分証明書の写し

2 本共同事業体は、前項の入会申込書を受領後遅滞なく審査を行い、入会が可であると判断したときは、次項に定める会費を請求します。

3 会員は、次の会費を現金又は銀行振り込みにて支払わなければなりません。なお、月の途中で会員となった場合には、日割計算は行わないものとします。

（1）団体会員

月会費 5,000 円

年会費 50,000 円

（2）個人会員

月会費 1,500 円

年会費 15,000 円

（3）高校生会員

月会費 1,000 円

4 本共同事業体は、会費の支払いが確認された後、申込者に対して会員証を交付し、入会を承認します。

5 会員は、会員期間終了後も継続して会員になろうとする場合、第 3 項に定める会費を更新月の前月 20 日までに支払うものとします。ただし、本共同事業体が特に認めるときは、

この限りではありません。

6 会員は、前項の期日までに支払いが確認できない場合、自動的に退会とします。

7 会員が利用期間中に退会した場合であっても、本共同事業体は納付済みの会費を返金しません。

8 本共同事業体は、申込者が本施設の利用目的に反すると判断した場合、または暴力団等反社会的勢力と関係があると認めた場合、入会を承認しないことや、承認後においても除名・退会処分とすることがあります。

9 個人会員から団体会員へ切り替える場合、切替前月までの経過月数に応じ、個人会員の月会員料金（月額 1,500 円）を基準として利用料金を算出・精算するものとします。個人年会費のうち、当該精算額を差し引いた残額については、新たに契約する団体会員の年会費に充当するものとし、切替月を起算月として新たに 1 年間の契約期間を開始するものとします。

第 4 条（利用料金）

1 個人会員及び高校生会員が会員証を提示したときは、次の料金で本施設を利用できます。

（1）イベントスペースとしての利用

3 時間まで 2,400 円

以降 1 時間ごと 800 円

※個人としてイベント等を開催する場合に限る。

（2）オープン（コワーキング）スペースの利用（1 席）

無料

2 団体会員が会員証を提示し、又は所属を証明する書類を提示したときは、次の料金で利用できます。

（1）イベントスペースの利用

3 時間まで 2,400 円

以降 1 時間ごと 800 円

（2）オープン（コワーキング）スペースの利用

4 名まで無料

5 人目以降は 1 時間 250 円追加

3 第 2 項第 2 号の定めに関わらず、団体会員が教育機関であるとき、その教育機関に所属する学生は、オープン（コワーキング）スペースを 1 回 3 時間まで無料で利用することができるものとします。

4 会員以外の者が利用するときは次の料金を支払うものとします。ただし、会員以外の者はイベントスペースの利用することはできないものとします。

一般 オープン（コワーキング）スペース（1 席）：1 時間 500 円

高校生 オープン（コワーキング）スペース（1 席）：3 時間 1 0 0 円

5 利用者が他者主催のイベント・セミナーに参加する場合は非会員でも無料とします。

6 本共同事業体が認める場合は、利用料金を減免することがあります。

第 5 条（優先予約）

1 会員がイベント等を開催する場合、当ホームページで事前予約できます。

2 原則として、利用予定日の 1 か月前までに予約を行い、14 日前までに利用料金を支払

わなければなりません。

3 期日までに料金の支払いがない場合、予約は自動的にキャンセルされます。

第6条（営業日と営業時間）

1 本施設の営業日は月～土曜日とし、日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）および徳島クレメントプラザの全館休館日は休館します。必要により事前告知の上休業する場合があります。

2 営業時間は次の通りとします。

月～金：13:00～20:00

土：13:00～19:00

※必要により告知の上変更する場合があります。

第7条（利用範囲及び利用形態）

1 本共同事業体は、利用申請者に対し、本規程および指示に従うことを条件に、本施設および付帯設備の利用を認めます。

2 利用者は、承認時の原状のままで利用し、模様替えや造作の設置などの原状変更を行ってはなりません。

第8条（本施設の利用）

利用者は以下を遵守するものとします。

- （1）施設内の秩序維持に協力し、他者に迷惑をかけないこと。
- （2）設備・備品を丁寧に扱い、破損等があれば速やかに報告すること。
- （3）施設内は禁煙とすること。
- （4）飲酒・食事禁止。ただし本共同事業体が認めたイベント中は例外とする。
- （5）ゴミは持ち帰ること。
- （6）貴重品は自主管理すること。
- （7）インターネット環境は自己責任で利用し、違法行為に使用しないこと。
- （8）イベント等により利用制限がある場合があることを了承すること。

第9条（禁止行為）

以下の行為は禁止します。

- （1）法令・公序良俗に反する行為
- （2）誹謗中傷・差別・ハラスメント
- （3）政治活動・宗教活動・マルチ商法等の勧誘
- （4）危険物・不潔物・騒音・臭気の強いもの・ペット類の持ち込み
- （5）設備・備品の無断移動・改造・損傷
- （6）施設運営を妨げる行為
- （7）個人情報・業務上の秘密の無断取得・利用・開示
- （8）Wi-Fi パスワード等の第三者への開示
- （9）その他本共同事業体が不適切と判断する行為

第10条（費用負担）

利用者が故意または過失により設備等を破損した場合、原状回復に必要な費用を負担しま

す。

第 11 条（反社会的勢力の排除等）

本共同事業体はいかなる場合も反社会的勢力の利用を禁止します。

第 12 条（会員資格及び利用承認の取消）

利用者が次のいずれかに該当した場合、本共同事業体は通知等を要せず直ちに会員資格および利用承認を取り消すことができます。

- （１）利用継続を容認しがたい行為があったとき
- （２）本規程に違反したとき
- （３）著しく信用を失墜する事実があったとき
- （４）他者に損害を与えたとき
- （５）設備を毀損したとき
- （６）申告内容に虚偽があったとき
- （７）反社会的勢力による利用が認められたとき

第 13 条（免責事項）

- 1 利用者の私物・貴重品の紛失・盗難・破損について本共同事業体は責任を負いません。
- 2 利用者間または第三者とのトラブルについて本共同事業体は責任を負いません。
- 3 インターネット障害等により利用者に損害が生じても本共同事業体は責任を負いません。

第 14 条（個人情報情報の取扱い）

本共同事業体は「個人情報保護方針」に基づき適切に利用者の個人情報情報を扱います。

第 15 条（規程の変更）

- 1 本共同事業体は必要に応じて本規程を変更できます。
- 2 変更後、ウェブサイト等による通知の後に利用があれば、変更に同意したものとみなします。

第 16 条（その他）

本規程に定めのない事項は本共同事業体が別途定めます。

本規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

本規程は、令和 8 年 9 月 18 日に一部改定し、同日から施行します。